

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和3年9月15日

○出席委員（13名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前10時37分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、本会議に引き続き、お疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

本日ご協議いただく案件は、事項書のとおりです。

それでは、鳥羽市議会基本条例見直しについての中間報告を議題としたいと思います。

まず、事務局に説明いたさせます。

事務局、木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 おはようございます。皆さん、本会議終わりの後、お疲れのところ申し訳ございません。よろしく申し上げます。

それでは、6月に議会改革推進特別委員会ということで1度お話をさせていただいておる中で、鳥羽市議会基本条例の改正についてということで、3班に分けて今までそれぞれ中身をもんでいただいておりますということで、すみません、スケジュールというのを1枚ぺらで配らせていただいておりますが、当初お配りした中の基本条例の部分の抜き出しでございます、多少手が加えられておりますが。

本日9月15日が各班の検証結果、要は、中間というふうになっておりますが、どこまで進んだかということとをこの後発表していただいて、意見交換をしていただいて、この下に10月、11月とありますが、小委員会等ということでお話をさせていただくわけですけれども、今年の小委員会のメンバーというのはまだ決めさせてはいただいておりますけれども、去年は小委員会なしで、おとしです、令和元年のときに小委員会を設置して活動があったと思いますので、同じような小委員会を持って、今日持ち合ったそれぞれ1班、2班、3班の改正案の最終的な調整というのをやるのかということですね、皆さんのほうでちょっと決めていただけるといいかなというふうに思っております。

こちらのスケジュールに書いてありますように、それが終わった後に、12月に改正条例案の作成をした後に、パブリックコメントの実施をしたいと思っております。これも皆さんのほうからご意見で、するほうがいいのかどうかということも当然ありますので、ご意見いただいたほうが良いと思っております。

もしやるとすれば、1月頭の広報とばに載せて、一月ぐらいうるのかなど。一月やった後に、2月にそれを受けた後に改正案の最終確定をして、3月の議会に上程、そのように考えております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

それでは、1班より順番に検討した内容について報告を求めたいと思っております。

南川委員。

○南川則之委員 それでは、1班の説明をさせていただきます。

1班については、世古委員、浜口一利委員、山本委員、片岡委員、私南川の5名で検討を加えていきました。

事務局のほうから、6月の頭から説明があったということですが、6月25日から9月1日まで6回やらせていただきました。

その中で、いろんな議論があった中で、全ての改正案だけじゃなくて、全てをいろいろ議論したいということで、前文から各条含めて全てチェックをさせていただきました。

その中で、改正する箇所としましては、データにありますように前文と、それから第2条、議会の活動原則、2項のところ、それから第3条、議員の活動原則の中で4項を追加したというところ、それから第10条、委員会の適切な運営というところの改正、それから第11条、適正な議会費の確立というところ、それから第17条、議員定数の中の2項のところ、それから第18条、議員報酬の中の2項ということで、合わせて前文と各条、6つの条の改正案ということで1班はまとまって結論に至りました。

先ほど私が言ったように、その中もいろんな議論をしまして、最終的に改正には至らなかったというところがあるんですけども、それまでの議論というのはそれぞれのところで細かく議論させてもらったということで、その中身も結構濃い議論ができたかなと思います。

それと同時に、この基本条例を検証する中で、今まで鳥羽市議会基本条例というところを見に行くことが少なかったということで、もうちょっと取組を強化したいとか、あるいはいろんなところの検証というか、議員がやるべきことがあるのと違うかなというような意見もいただいて、本当に1班、6回ですけれども、すごい濃い議論をさせていただいて、今回の改正箇所というふうになったということです。

中身については、手元の資料、赤字で載っておる部分が改正箇所ということですので、また議論いただければということで、私からは以上です。

1班の委員さんらで何か付け加えるところあったら、付け加えてよろしくをお願いします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。1班の付け加え等、何か班長さんのほうから振られたようですが、大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、南川委員より1班の報告は終わりました。

それでは、2班より報告をいただきたいと思います。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 2班の班長の濱口でございます。

委員は、あと私のほかに奥村敦委員、それから中世古泉委員、坂倉広子委員となっております。

2班は、基本条例改正案については第1回目が6月28日に行いました。基本条例の全文を読み合わせて、その中で、できるだけ分かりやすく現在に合った言葉を使うほうがいいのではないかとというところで話をしました。

それから、2回目が7月12日、基本条例を改正している他市町の事例を参考にしていこうということで、地方自治体機構に掲載されていますこれが、こういうのが出ているんですけども、そこに掲載されている事例を参考にさせていただきました。ここに掲載されている幾つかの事例がございましたので、2班としては伊勢市、それから三原市、佐野市、東根市などを参考にしていこうということで、第2回目させていただいて、そこから3回目に最終改正のところに順番にまとめに入って、7月19日に改正案を事務局に提出させていただいて、新旧対照表の作成をお願いいたしました。

それから、7月27日に報告書の作成を確認し、最終的に先日取りまとめをさせていただいて、

別紙報告書で提出させていただきました。

多分ドライブに入っているかと思うんですけども、第2班の改正のところは、新旧対照表として出させていただきます。

主な点は一番最初の附則のところに、「二元代表制の一翼を担う」というところが他の自治体にも明記されておりましたので、そこはきちんと役割として明記すべきではないかというところを出させていただきます。

それから、議会の最高規範としての役割ということで、第2項のところに、第1章のところにあったと思うんですけども、2章ですかね、市民と議会の関係の前の第1章のところだったと思うんですけども、議会及び議員の活動原則というところを第2章として明記をしたほうがいいのではないかというのは、ほかの自治体の事例ではっきりと明記されておりましたので、そこは一応改正案として出させていただきます。

議会及び議員の活動原則というところで、きちんとしたものを明記させていただいたと同時に、その第2条で活動原則、それから第3条のところで「災害時の議会対応」がほかの自治体には明記されておりましたので、災害時の議会対応として議会のところをきちんと明記をさせていただきます。第4条のところで、議員の活動原則というふうなものをまとめさせていただいたのが大きな点です。

ですから、1章追加で第8章までであったのが第9章までに細かく分けさせていただいたのと、あとは中のところで多少文言を変えたほうがいいのではないかなという意見がありましたので、「議会報告会及び意見交換会を行うものとする」というところを、意見を交換する「場を設けるものとする」とか、簡略化させていただきました。

第3章の第8条の基本構想及び鳥羽市の基本計画のところに関しましては、細かく書いてあったんですけども、鳥羽市行政改革大綱、地域福祉計画、観光基本計画、マスタープラン、景観計画とか書いてあったんですけども、これ変わるたびに、名前が変わるとまた文言、これを変えなければいけないということが出てくるので、それをもういっそ、一番最後に「議長が必要と認める計画」というふうにありましたので、「議長が必要と認める計画」というふうなところで一括したほうが一々変えなくていいのではないかなという意見が出ましたので、それを提案させていただきました。

あとは、以上は変わりはないかと思われまます。多分それぐらいやっと思いますけれども、記憶にあるところはそれだけです。

○坂倉広子委員長 補足等よろしいでございますか。

それでは、2班の濱口正久委員よりの報告は終わりました。

続きまして、3班の方からご報告をいただきたいと思ひます。

瀬崎委員より報告を求めたいと思ひます。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

3班も数回検討会を行わせていただきまして、メンバーは、私だけ本当に1年生で、ほかの方は本当に歴の長い坂倉紀男委員、戸上健委員、そして副議長の河村孝委員でございますので、恐らくは1班、2班、3班と分けて、この3班の体制の中で、基本条例について深く皆さん追求されるだろうという予測の下、この基本条例を触るということは、恐らくはほかの条例であったり、規則であったり、基準であったりといったものも併せての改正が必要であろうということで、縦に深く掘り下げていくのではなくて、横断的に横に広く見るとい

う視点を持った形で3班は運営をさせていただきました。

つけさせていただいております資料を見ていただくとおりに、3班は基本条例本文とそれに関する運用基準というところ、そして委員会条例、そして会議規則と鳥羽市議会の運営に関する基準というところ、この5点を全部、全条見せていただいて、現状に合っていないとか、こう改正すべきでないかというような意見をそれぞれの委員の皆さんから出していただきました。

どこまでを言うたらいいかなと思うんですけども、全部読みますか。

基本条例のことですので、まず基本条例のことだけは読ませていただいております。

基本条例本文のほうは、まず前文から、先ほどの班でも出ておりましたけれども、「二元代表制」という文言が必要ではないかというご意見がありまして、その旨表記をしてあります。

それと、その下の段のところに「地域主権」という表現があるところを普通に使う一般的な表現であれば「地方分権」という言い方ではないのかというご意見がありまして、そこに表記を変更すべきではないかというご意見がありました。その前文の中にあつた「地域主権」は第1条にもありますので、同じように表記してあります。

いわゆる議会の広域連携であったり、交流であったりといったものをやはり積極的に行っていったほうがいいのではないかというご意見がありまして、それに関しては議会の活動原則になろうということで、新規条文をそこに追加してはどうかというご意見で表記をしてあります。

議員の活動原則というところで、「議員は、議会、会議で積極的な発言を行う」べきではないかという表記を入れてはどうかというご意見がありましたもので、これに関しては、本文条文に入れず、市議会の運営に関する基準等、申合せ等で申し送って行ってはどうかということで、ご意見がありました。

続いての第4条に関しては、せっかく制度があるのであれば、表現してあるとおりに、積極的にこの制度は活用すべきということで、「参考人制度や公聴会制度を積極的に」という表現を追加してはどうかということで意見がありましたので、追加してあります。

同じく請願についても、何かやり方というか、請願の受付方といったことの具体的な場面をどのようにしていったらいいのかというようなことを明記していく必要があるのではないかというご意見がありましたので、その辺について書いてあります。

続いては、第4条の6が、「並びに」という表現で、議会報告会と意見交換会を両方行わなくてはいけないというような文言に読めるということで、ここは「または」とかに変更する必要があるんじゃないかということのご意見がありましたので、そのように表記してあります。

第5条については、今現状表題が「緊張感の保持」となっておりますけれども、三重県議会の基本条例等確認しますと、ここはいわゆる二元代表制ということの、県議会であれば知事と議会の関係、我々であれば市長と議会の関係ということであろうということで、少し表記を変更してはいかかかというご意見がありましたので、そのようなことを書いてあります。

一般質問というところが第5条の2になると思うんですけども、ここでも意見として書かせていただいているようなご意見が出まして、60分制限等の時間等は見直すべきではないかというようなご意見がございました。

第5条の3、反問権に関するところでも議論がありまして、その範囲についての具体的な表記が必要ではないかと。反問権は反論権ではないということを広く知っていただく必要があるのではないかというご意見がありましたので、そのように書いてあります。本文はこのまま、この運用に関する基準というところに反問権がありますので、そこの表記を変更する形で対応するというような方法でどうかというご意見でございました。

第6条に関しても、意見として、事前審査になる可能性のある部分ではあるけれども、議案提出後に委員会審査までに全員協議会で説明をしたりして、いわゆる説明だけ、質問なしという対応、そのようなものが議案を精査するという部分では必要ではないかというご意見がありました。

7条飛んで、8条で先ほどのご意見もあったとおり、アからカというような具体的な文言が表記されている部分について2案出ております。計画期間で区切って5年以上の重要な計画と議長が必要と認める計画という表現にするか、もう全部議長が必要と認めるものとするかというようなご意見が出ておりました。

第10条に関しては、第10条の2、「懇談会等」というような表現がありますけれども、これは一体どういことなのかなというご意見が出ておりました。

第12条は、議員研修に関しては、他市で見られるような課長級による議員研修を行ってはどうかというご意見が出ておりました。

条文に関して、少しどこに表記されるべきかということが分からないので、ちょっとその下のところに入れてあるんですけども、議会サポーター制度を導入したらどうかか、職員の無記名アンケートを実施してはどうかというご意見が出ておりました。

第19条、最高規範性というところで、基本条例の運用基準を見ますと、「全議員を対象に」というような表記になっておるといことでありますので、いま一度立ち返って、基本条例に関する研修というのを徹底してはどうかというご意見をいただきました。

ということで、そのような形で、条文に沿った形で表記を改めております。

同じフォームというか、同じような形で基本条例の運用基準、そして委員会条例、会議規則、鳥羽市議会の運営に関する基準というような形でデータはまとめてあります。

私からは以上です。委員の皆様、ご意見、補足等ございましたらよろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 それでは、3班の班長さんである瀬崎委員よりの報告は終わりました。3班さん、何かございますですか。よろしいですか。

それでは、1班、2班、3班の検証の報告をしていただきました。

それでは、報告は終わりました。

ただいまの各班からの報告を軸に、議会基本条例の改正についての意見交換を行いたいと思います。委員の皆様、意見をどうぞよろしくお願いいたします。

(「今からあれがどうやこうやというの」の声あり)

○坂倉広子委員長 深くというところよりもこの経緯を、今回初めてしますので、それをどういうふう……

(「どうまとめていくのかという話をしてもらおうということですね」の声あり)

○坂倉広子委員長 さようでございます。

河村副議長。

○河村 孝委員 事務局、タイムスケジュールつくってもらっていると思うんですけども、小委員会を立ち上げて、各班持ち寄ってもらった意見をすり合わせながら、1つの形に仕上げていくという方向でいいのかなと思うんです。

なので、今からは小委員会のメンバーをどういうふうを選ぶかというところでいいのではないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 ご意見ありがとうございます。

このご意見に対していかがでしょうか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 一応今日発表してもらったということやけど、河村委員の言われるように、全員でまとめようとするとなかなかいろいろご意見あると思うので、この中で、このあたりは出ていたようなという二元代表制とかという文言をちょっと入れやなあかんというような意見というのは統一されたものがあつたと思うので、そのあたりだけちょっと意見いただいて、小委員会でやっぱりこれすり合わせて綿密にやっていかな完全なものにはなりにくいと思うので、小委員会を設けてということを具体的にやったほうがいいと思いますけれども。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

それでは、小委員会でやっていってはどうかという、それは詳細に決めていくためにということのご意見をいただきましたので、そのようなご意見でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、今回基本条例で、本文のところを改正で委員会やらせていただいたんですけども、ほかの細則とか、ほかのところ、運用基準とかというのは、これも併せて今後は検討していったほうがいいのか、それともここまず基本が変わってから、それに併せて基準を、その後でやっていくのかというのがどういうふうに委員会でやっていけばいいのかなというのがちょっと分からないんですけども、教えて。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 3班が提案した、横に広くということの中で、現状に即していないところを現状の形に条文を整えにいくということなので、その辺の内容についても、小委員会の中で議論していただいて、そんなに横については深掘りする話でもないので、現状に条文を合わせにいったと、資料を後で見たら分かると思うんですけども、十分小委員会で議論をして、当然基本条例が決まれば、それに併せて運用基準である、会議規則である、委員会条例であるということが全部関連してきますので、運用基準が決まれば、当然そこを触るという話なんだけれども、まず基本条例を小委員会で案として固めてもらって、その流れの中で現状と固まった基本条例の案に合わせにいくという作業が必要なんだと思います。それも小委員会でもんでいただけたらどうかなと思います。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ご意見賜りましたので、小委員会をスケジュールをまとめていく中でしていった

らどうかということでございますので、そのように運用していきたいと思えます。

事務局、木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。ただいま小委員会を設置ということでお話がまとまったかと思えますので、この場で、もちろん10月から早速初めさせていただくということになりますので、小委員会のメンバーを決めていただくというふうな形になるかと思えますので、そちらのほうお願いしたいと思えます。

ちなみに、去年は小委員会の活動はございませんでした。おとし、令和元年、小委員会が設置されたときは、委員長が戸上議員ですね、戸上議員が委員長をされて、今の山本副委員長がそのときも副委員長をされておったということでお二方と、あと決め方としては、その当時1期目と2期目と3期目以上の議員さんから2人ずつということで、山本議員は2期目ということで、2期目のほうの人数として見て、委員長、副委員長以外には1期目をお二人、2期目を1人、3期目を1人と別に決めていただいて6名という形にさせていただいておりました。これを今回どうするかという、同じようにやるのか、果たして。その部分をお願いしたいと思えます。

○坂倉広子委員長 山本副委員長。

○山本哲也副委員長 今回、3班から案が提出されておるので、各班から説明ができる人間が出てこなあかのかと思うので、各班から2人ずつ出してもらったら6人になるかなと思うんで、それで皆さんいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 小委員会でお二人を班の中で任命していただくというご意見賜りましたが、よろしいですか。

それでは。議会基本条例の改正部分について意見集約をしていただき、今後小委員会として……。

それについて……。

○山本哲也副委員長 各班で話し合っけてメンバー決めてもうたら。

(「後ほどでいいんじゃないですか」の声あり)

○坂倉広子委員長 後ほどでいいですか。

○河村 孝委員 この場は委員長、副委員長に一任という形で終えておいて、後ほど班長さんから上げてもらったのを承認するというでいかげしょうか。

○坂倉広子委員長 いいですか、副委員長。

○山本哲也副委員長 一応諮っけてもらったらどうですか、そのような形でお声をいただきましたということ。

○坂倉広子委員長 そうですね。

それでは、このような意見をいただきましたので、小委員会として2名を選出していただくということでもよろしいでしようか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、皆様にご了承いただきましたので、そのようにさせていただきます。

すみません、事務局のほうから今後のことについてご説明あつたら。

○岩井事務局長 ありがとうございます。

先ほど、初めに次長がスケジュール案みたいなのを出ささせていただきました。ここにも小委員会での検討という形で10、11月というスケジュールであります、そのような進め方でよろしいでしょうか。パブリックコメント等を実施してはどうかという形の事務局案等があります。一応パブリックコメントをやる前にはもう決まった形でパブリックコメントをかけるという形になりますので、12月末にはもうかちっと決まっているという形になるかと思いますので、その辺のスケジュール管理だけ、事務局でちゃんとしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご協議いただく案件は以上でございます。

これをもちまして、議会改革推進特別委員会を……

(「委員長、小委員会のメンバーもう決めておいたほうがよろしいん違いますか。各班で寄って」の声あり)

(「終わってからそれをしてもうて、後でまた班長のほうから報告を」の声あり)

○坂倉広子委員長 すみません、一任をいただきましたもんですから、一旦この委員会を閉じさせていただいて、また意見いただくということになりますので、よろしくお願ひいたします。

河村副議長。

○河村 孝委員 今日皆さんに結論を出してもらふ必要はないとは思ひんですけども、政倫審から附帯意見として、政治倫理条例の早急な見直しという附帯意見が出されました。議会運営委員会にもそのような報告があったかと思ひます。

それを早急な見直しが必要であるという意見が出た以上、これを触らずに置いておくということもいかなものかと思ひますので、もし政治倫理条例を触るということであれば、恐らくこの議会改革のところになるのかなというふうに思ひんで、次回の委員会までにその辺の意見を皆さん考えてきていただくのが一番よいのではないのかなというふうに思ひんですけども。

委員長、その辺はまた諮っていただけますか。

○坂倉広子委員長 先ほど、政治倫理条例を議会改革の中で詳細に精査していく必要があるという、見直す必要があるというご意見をいただきましたので、そのような形でよろしいでしょうか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3班の議論で、河村副議長から提案があつて、僕らもこの政治倫理条例について3班で深めました。それはもう現状にそぐわない項目がたくさんあるというので、やっぱり全議員の英知を集めて、早急にこれもやる必要があるというふうに思ひます。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかに、よろしいですか。

ということでございますので、そこのところも含めてどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 小委員会が始まるということの前なので、ちょっとどうしようかなと考へたんやけれども、先

ほど2班の発表のときに、議長が認める計画について議決案件やな、あのあたりというのは議長が認める計画というだけにしてしまうと、このあたりはちょっと気をつけなあかんかな。そこだけちょっと気がついたもので。ちょっとまずいかなと思う。小委員会できっちりお願いしたいと思います。

○坂倉広子委員長 ご意見賜りましたので、またこれは小委員会のほうで検証をしていただき……

(「小委員会のメンバーに入らな」の声あり)

○坂倉広子委員長 これをもちまして議会改革推進特別委員会を散会いたします。

ありがとうございました

(午前11時14分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年9月15日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 広 子